

大雨による 被災者支援制度のご案内

市では、大雨により被災されたみなさんを支援する
さまざまな制度を設けています。ぜひご利用ください。

り災証明の発行

問合せ先 福祉課 ☎35-3356

住宅などの被災状況（床上浸水・床下浸水など）を市が証明する「り災証明願」を発行します。
証明願に現場写真、民生委員の証明書を添付して福祉課へ提出してください。証明願は市役所などで配布しています。なお、発行にはしばらく時間がかかりますのでご理解ください。

水道料・ごみ処理手数料等の減免

問合せ先 上水道課 ☎35-3149
資源リサイクルセンター ☎35-1244

被災した住宅の清掃などのために、通常より多く上・下水道を使用した場合の料金を減免します。電話で
ご相談ください。

災害により発生したごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、家電製品、土砂に分別して市の基準を満たす袋に入れて、資源リサイクルセンターへ搬入してください。なお、入りきらない大きなものはそのまま結構です。処分料は、無料です。

災害ごみには、ごみ処理券（シール）を貼る必要はありません。

直接、災害ごみの持込みが出来ない場合は、資源リサイクルセンターへご相談ください。

各種融資制度

問合せ先 商工課 ☎35-3144
農務課 ☎35-3141

市や金融機関などでは、市民や事業者のみなさんを対象とした各種融資を実施しています。

- ◎一般市民向け…………… 勤労者住宅資金融資／住宅金融支援機構災害復興住宅融資など
- ◎事業者向け…………… 市小口融資／市経営安定特別資金融資など
- ◎農業者向け…………… 農林漁業セーフティネット資金／農林漁業施設資金など

災害見舞金制度

問合せ先 福祉課 ☎35-3356

市では、住宅について床上浸水以上の被災をされた方に災害見舞金を支給する制度があります。支給対象など詳しい内容については、福祉課へお問い合わせください。

災害に関する 総合窓口

被災されたみなさんのお問い合わせや相談をお受けします。

電話でも、直接お越しいただいても結構です。

◎場所 高山市役所 4階 危機管理室 ◎時間 午前8時30分～午後5時15分

◎電話 35-3345／32-3333（内2466・2467）

◎HP <http://www.city.takayama.lg.jp/kikikanri/20140817ooamesien.html>